告示

○内閣府告示第二百五十二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人京都大学大学院工学研究科・工学部吉田建築系図書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人京都大学大学院工学研究科・工学部桂物理系図書室　京都府京都市西京区京都大学桂

○国家公安委員会告示第四十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

「

秋田市上新城中から同市金足岩瀬まで
秋田県山本郡琴丘町から能代市まで
にほか市から由利本荘市まで

」を

「

にほか市から由利本荘市ま
秋田市上新城中から同市金
秋田県山本郡琴丘町から能
大館市櫃崎から同市商人留

」で

「

足岩瀬まで
代市まで
まで

」に改める。

第一号の表七号の項中

附　則

この告示は、平成二十五年十一月三十日から施行する。

○外務省告示第三百五十六号

平成二十五年十一月五日に東京で、技術協力に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の協定の署名が行われ、同日に効力を生じた。

平成二十五年十一月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

技術協力に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の協定

日本国政府及びジャマイカ政府は、

技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済開発及び社会開発の促進によりもたらされる相互の利益を考慮し、

青年海外協力隊計画に基づき青年海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）をジャマイカに派遣することに関する千九百八十七年十二月二日付けの日本国政府とジャマイカ政府との間の交換公文（以下「交換公文」という。）を想起して、

第九号様式（第二十三条関係）

